

## ④ 常務に従事する役員

**Q** : 役員給与の一部が損金不算入となる対象者の常務に従事する役員とは、どのような要件なのですか？

**A** : まだ、明らかにはされていませんが、経営権を有しており、日常継続的に業務の遂行している者は対象になるようです。

### 【解説】

役員給与の一部が損金不算入となる会社の要件は、次のとおりとされています。

- ① 持株等の割合が90%以上である同族会社
- ② 常務に従事する役員のうち、業務主宰役員と常務に従事する業務主宰役員関連者の数が50%超場合

そこで、常務に従事する役員がどのような役員なのかが気になるところですが、これについてはまだ明らかにされておらず、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員が該当すると言われてしています。

また、使用人兼務役員は対象になるかどうかについては、実態判断になりますが、通常、使用人兼務役員は日常継続的に経営に参加していませんので、常務に従事する役員には該当しないケースが多いものと思われます。

なお、監査役については、取締役の職務の執行を監査するのが職務ですから、経営に対する権限がなく、常務に従事する役員に含めることができないものと思われます。

